

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	8	担当課	水産課
法令名	漁業法	根拠条項	69-1	許認可等の内容	漁業の免許(1)
<p>(漁業の免許)</p> <p>第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。</p> <p>(海区漁業調整委員会への諮問)</p> <p>第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>(免許をしない場合)</p> <p>第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。</p> <p>一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。</p> <p>二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。</p> <p>三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。</p> <p>四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。</p> <p>2 前項第四号の場合において同号の所有者又は占有者の住所又は居所が明らかでないため同意が得られないときは、最高裁判所の定める手続により、裁判所の許可をもってその者の同意に代えることができる。</p> <p>3 前項の許可に対する裁判に関しては、最高裁判所の定める手続により、上訴することができる。</p> <p>4 第一項第四号の所有者又は占有者は、正当な事由がなければ、同意を拒むことができない。</p> <p>5 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、当該申請が第一項各号のいずれかに該当する旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号のいずれかに該当する理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>6 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号		8	担当課	水産課
法令名	漁業法	根拠条項	69-1	許認可等の内容	漁業の免許（2）	
<p>(免許についての適格性)</p> <p>第七十二条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。</p> <p>二 暴力団員等であること。</p> <p>三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権 その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの</p> <p>二 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。） その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号		8	担当課	水産課
法令名	漁業法	根拠条項	69-1	許認可等の内容	漁業の免許 (3)	
<p>(免許をすべき者の決定)</p> <p>第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。</p> <p>一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権 (以下この号において「満了漁業権」という。) とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者</p>						